

要介護2

通所型 通所サービスの利用意向が高い場合（通所サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護	訪問介護	通所介護	訪問看護	通所介護	訪問介護	
	または		または		または		
午後	通所リハ		通所リハ	訪問介護	通所リハ		
短期入所	6か月に2週 福祉用具貸与		車イス				

訪問型 通所サービスの利用意向が低い場合（訪問サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
		または			または		
午後		通所リハ		訪問看護	通所リハ		
短期入所	6か月に2週 福祉用具貸与		車イス				

要介護3

通所型 通所サービスの利用意向が高い場合（通所サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または	訪問介護	通所介護 または	訪問看護	通所介護 または	訪問介護	
	通所リハ		通所リハ		通所リハ		
午後							
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス						

訪問型 通所サービスの利用意向が低い場合（訪問サービスに重点を置いた組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護	通所介護 または	訪問介護	訪問介護	通所介護 または	訪問介護	訪問介護
		通所リハ			通所リハ		
午後							
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス						

要介護3

痴呆型 痴呆性高齢者（頻回な通所サービスによる組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護 または	通所介護 または	訪問介護	通所介護 または	通所介護 または	訪問看護 隔週	
	通所リハ	通所リハ		通所リハ	通所リハ		
午後							
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 徘徊感知器						

医療型 医療の必要性の高い者（週3回の訪問看護を含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問看護		訪問看護	訪問リハ	訪問看護		
		訪問介護				訪問介護	訪問介護
午後							
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス						

要介護4

通所型 通所サービスの利用が可能な場合（通所サービスを含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護	訪問介護	訪問介護
					または		
午後		訪問看護		訪問看護	通所リハ		
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に3週

福祉用具貸与

車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

訪問型 通所サービスの利用が不可能な場合（訪問サービスによる組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問看護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問介護	訪問介護
午後	訪問リハ				訪問入浴 (隔週)		
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に3週

福祉用具貸与

車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット

要介護4

痴呆型 痴呆性高齢者（頻回な通所サービスによる組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	通所介護	訪問看護 隔週	訪問介護
	または	または	または	または	または		
午後	通所リハ	通所リハ	通所リハ	通所リハ	通所リハ		
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 徘徊感知器						

医療型 医療の必要性の高い者（週3回の訪問看護を含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護	訪問リハ	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問看護	訪問介護
午後	訪問看護		訪問看護				
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に3週 福祉用具貸与 車イス、特殊寝台、マットレス、エアーマット						

要介護5

訪問型 通所サービスの利用が不可能な場合（訪問サービスによる組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
	訪問看護				訪問看護		
午後	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	
			訪問リハ				
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に6週 福祉用具貸与 特殊寝台、マットレス、エアーマット						

通所型 通所サービスの利用が可能な場合（通所サービスを含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
	訪問介護	訪問介護	訪問介護	訪問介護	通所介護 または 通所リハ	訪問介護	
午後	訪問看護			訪問看護			
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
短期入所	6か月に6週 福祉用具貸与 特殊寝台、マットレス、エアーマット						

要介護5

医療型 医療の必要性の高い者（週3回の訪問看護を含む組み合わせ）

	月	火	水	木	金	土	日
午前	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)
	訪問看護	訪問リハ	訪問看護		訪問看護		
午後		訪問入浴 (隔週)		訪問介護		訪問介護	
	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)	訪問介護 (巡回型)

短期入所 6か月に6週

福祉用具貸与

特殊寝台、マットレス、エアーマット

○各要介護状態区分の状態像の例（平成10年度）

〔要支援状態〕（要介護状態とは認められないが社会的支援を要する状態）

日常生活の活動の際に、残存能力を保持し向上させる必要が認められる場合、失われた能力を取り戻すような支援が必要な場合等をいう。

日常生活を遂行する能力は基本的に備わっているが、「歩行」「両足・片足での立位保持」「立ち上がり」などに不安定さがみられ、「つめ切り」に一部介助が必要な場合が出てくる場合、「浴槽の出入り」「洗身」などに一部介助が必要な場合、「薬の内服」「金銭の管理」等の社会生活の上で一部介助が必要な場合等がある。

〔要介護状態区分1〕（生活の一部について部分的介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力の中では、「立ち上がり」「両足・片足での立位保持」「歩行」「座位保持」など全般にわたり不安定さが見られることが多く、「排尿後の後始末」「排便後の後始末」の間接的な介助を必要とする場合や、「浴槽の出入り」「洗身」などの「入浴」に関連する一部介助又は全介助が必要な場合が多い。

また、「口腔清潔」「洗顔」「整髪・洗髪」「つめ切り」などの『清潔・整容』（以下、『清潔・整容』という）全般に一部介助が必要な場合が多く、「ボタンのかけはずし」「上衣の着脱」「ズボン等の上下」「靴下の着脱」などの『衣服着脱』（以下、『衣服着脱』という）に関し一部介助等が必要な場合や、「居室の掃除」「薬の内服」「金銭の管理」等の社会生活の上で一部介助又は全介助が必要な場合が多い。

「物忘れ」などが見られることがあるが、それ以外に問題行動はほとんどない場合が多い。

〔要介護状態区分2〕（中等度の介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力の中では、「立ち上がり」「両足・片足での立位保持」「歩行」「座位保持」など自力ではできない場合が多く、「排尿後の後始末」「排便後の後始末」の間接・直接的な介助を必要とする場合が増加し、「浴槽の出入り」や「洗身」などの「入浴」に関連する一部介助又は全介助が必要な場合が多い。

また、『清潔・整容』全般に一部介助が必要な場合が多く、『衣服着脱』に関し、見守り等が必要な場合、「居室の掃除」「薬の内服」「金銭の管理」等の社会生活の上で一部介助又は全介助が必要な場合が多い。

「毎日の日課」や「直前の行為」の理解の一部に低下が見られる場合、「物忘れ」や「まわりのことに関心がない」といった行動が見られる場合も多い。

〔要介護状態区分3〕（重度の介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力の中では、「立ち上がり」「両足・片足での立位保持」「歩行」「座位保持」など自力ではできず、「排尿後の後始末」「排便後の後始末」の全面的な介助を必要とする場合が増加し、「浴槽の出入り」「洗身」が全介助が必要な場合が多い。

また、「清潔・整容」全般に一部介助や全介助が必要な場合が多く、『衣服着脱』に関し全介助が必要な場合や、「居室の掃除」「薬の内服」「金銭の管理」等の社会生活の上では全介助が必要な場合が多い。

「毎日の日課」「生年月日」「直前の行為」「自分の名前」など理解全般にわたって低下が見られる場合、「物忘れ」「まわりのことに関心がない」ほか、「昼夜逆転」「暴言・暴行」「大声を出す」「助言や介護に抵抗する」といった行動が見られるようになる。

〔要介護状態区分4〕（最重度の介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力はかなり低下しており、「入浴」「排せつ」「衣服着脱」「清潔・整容」の全般にわたって全面的な介護が必要な場合が多い。その他、「食事摂取」の見守りや部分的な介助が必要で、「尿意」「便意」がみられなくなる場合も多い。

「毎日の日課」「生年月日」「直前の行為」「自分の名前」など理解全般にわたって低下が見られ、「物忘れ」や「まわりのことに関心がない」ほか、「昼夜逆転」「暴言・暴行」「大声を出す」「助言や介護に抵抗する」「野外への徘徊」「火元の管理ができない」といった問題行動が増えてくる。

〔要介護状態区分5〕（過酷な介護を要する状態）

日常生活を遂行する能力は著しく低下しており、生活の全般に渡って全面的な介護が必要である。特に、「嚥下」に障害がある場合は自力での摂取が困難なため必要な介護度が増加する傾向がみられ、「意思の伝達」がほとんど又は全くできない場合が多い。

「毎日の日課」「生年月日」「直前の行為」「自分の名前」など理解全般にわたって低下が見られ、「物忘れ」や「まわりのことに関心がない」ほか、「昼夜逆転」「暴言・暴行」「大声を出す」「助言や介護に抵抗する」「野外への徘徊」「火元の管理ができない」といった問題行動がみられる場合が多い。



平成12年1月28日

厚生大臣 丹羽 雄哉 殿

医療保険福祉審議会

老人保健福祉部会長 井形 昭弘

答 申 書

平成12年1月24日厚生省発老第10号をもって諮問のあった、居宅介護サービス費区分支給限度基準額及び居宅支援サービス費区分支給限度基準額、居宅介護福祉用具購入費支給限度基準額及び居宅支援福祉用具購入費支給限度基準額並びに居宅介護住宅改修費支給限度基準額及び居宅支援住宅改修費支給限度基準額の制定については、了承する。

なお、今回諮問のあった支給限度額的前提となった「居宅サービスに関する参酌すべき標準」（サービスの標準的な利用例）は、あくまでも典型的なサービス内容を示したものであり、利用者が実際にサービスを選択する際には、利用者の多様な心身や家庭の状況等を踏まえた適切なものとなるよう、十分に周知を図るべきである。

しかしながら、その場合においても、利用者の選択によって、給付の不公平が生じないよう、サービスの標準的な利用例によるサービス水準を勘案して介護サービス計画を作成すべきであり、運営基準においてその趣旨を明らかにすることも含め、必要な対応を検討すべきである。